

請負業者賠償責任保険等の加入について

1. 適用範囲

この請負業者賠償責任保険等の加入は、松山市が発注する土木工事（農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、下水道工事を含む）に適用する。

2. 保険の種類

工事請負契約書第28条第1項及び第57条に基づき、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険に加入することを義務付ける。当保険には、次のような種類がある。

- 1) 請負業者賠償責任保険(年間包括契約方式...1年間の工事一括)
- 2) 請負業者賠償責任保険(個別契約方式...工事毎)
- 3) 工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険(建設工事保険、組立保険、土木工事保険、火災保険)に損害賠償責任担保特約を付帯

3. 保険の契約内容

契約内容は次のとおりとする。

- 1) 保険期間は、工事着手日から工事完成日以降14日の期間を含むものとする。
- 2) 被保険者は、受注者とする。
- 3) 対人賠償損害及び対物賠償損害を補償するものとする。
ただし、上記1)2)3)によらない場合は、監督員と協議するものとする。

4. 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- 1) 請負業者賠償責任保険(年間包括契約方式)の場合は、保険証券の写し又は付保証明書(2回目以降の提出は写しでも可)を契約締結時に提出する。
- 2) 請負業者賠償責任保険(個別契約方式)の場合は、保険申込書及び保険料領収書の写し又は保険証券の写し又は付保証明書を契約締結後速やかに提出する。
- 3) 工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険に損害賠償責任担保特約を付帯した場合は、保険申込書及び保険料領収書の写し又は保険証券の写し又は付保証明書を契約締結後速やかに提出する。
- 4) 工事の内容変更や請負金額の変更、工事期間の変更等が生じた場合は、異動承認請求書により契約内容を変更し、改めて保険証券の写し又は付保証明書を提出する。

5. 第三者に対する損害賠償

第三者に対する損害賠償は、請負業者賠償責任保険により填補する。なお、賠償の対象及び方法、保険により填補された部分を除く補償費の負担額の決定等については、発注者と協議するものとする。